

# 国営備北丘陵公園管理運営ビジョン検討懇談会 懇談会の設置について

---

## 懇談会の規約

### 1. 設置の目的

国営備北丘陵公園（以下「本公園」という。）は、平成7年の供用開始から約30年が経過し、都市公園周辺の人口構成や都市公園に対するニーズの変化、インバウンドの動向、施設の老朽化、インフラDXの推進、都市公園法等の官民連携手法の整備、PPP/PFI推進アクションプラン等の我が国におけるインフラの管理運営の方針など、都市公園を取り巻く環境が大きく変化している。そのような状況を踏まえ、本公園においても、官民が連携して利用者が求める多種多様なニーズに対して十分に発揮できるよう、今後果たしていくべき役割を整理し、10～20年を想定した中長期的な管理運営の方向性を検討する必要がある。このため、上記の中長期的な管理運営の方向性を取りまとめた「管理運営ビジョン」を策定し、今後の管理運営のよりどころとする。

策定にあたっては、有識者等からご意見を頂く場として懇談会を設置し、懇談会でのご意見を参考に整備局が策定を行う。

### 2. 懇談会の構成

懇談会は、会議の長（以下「会長」という。）及び以下に掲げる委員で構成する。ただし、懇談会は、必要があると認めるときは委員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

### 3. 会長の任命等

1. 懇談会には、会長を1名置く。
2. **会長は、委員の互選により選出する。**
3. 会長は、懇談会を統括する。
4. 会長に事故があるときは、委員のうちから会長が指名する者が、その職務を代理する。

### 4. 懇談会の任期

委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

### 5. 守秘義務

委員は、懇談会で通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

### 6. 事務局

懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課から業務（国営備北丘陵公園管理運営ビジョン策定支援業務）を受託したPwCアドバイザリー合同会社が実施する。

### 7. 雑則

この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項については、懇談会で定めるものとする。